

# フーコーは、マルクスに出会ったか？

——フーコー理論とマルクス主義理論との節合可能性について——

桑野 弘隆

はじめに

一般に、ミシェル・フーコー (Michel Foucault) は、マルクス主義への批判者として知られている。なかでもフーコーの批判は、マルクス主義理論に見いだされる二つの傾向に向けられてきた。一つは、マルクス主義理論のなかに否定しがたく存在する、国家中心的な権力観である。すなわち、権力関係を、国家装置 (官僚機構と軍) あるいは法律的上部構造に還元しようとする傾向である。しかしながら、フーコーによれば、権力関係は国家に縮減しえないのである。これと関連するかたちで、二つ目の傾向も批判される。それは、権力を「モノ」と見なすマルクス主義理論の傾向である。これはレーニンによるテーゼ、「国家権力の奪取」に代表されるかもしれない。フーコーによれば、マルクス主義理論においては、権力は関係性というよりも、モノとして捉えられているというわけだ。マルクス主義理論が、フーコーによる批判を完全にかわすことができるとは思われない。しかしながら、フーコー自身が、マルクス主義理論家に、自らの権力論に通底するようなモメントを見いだしていることも確かである。また、権力論へのフーコー的なアプローチは、マルクス主義理論に多大な影響を与えてもいる。それによって、マルクス主義理論もまた大きく前進したのである。本論は、フーコー権力論とマル

クス主義理論との出会いと節合のさらなる可能性を模索するものである。

## 1 フーコーによる権力の「司法モデル」批判とマルクス主義理論

ところで、フーコーは、マルクス主義理論を批判しながらも、その権力表象が西洋政治思想史に根深いものであることを指摘することを忘れてはいない。「国家権力の奪取」というような、今となっては悪名高きマルクス主義のスローガンは、じつのところマルクス主義理論のオリジナルとはいえない。ホブズ、ロック、ルソーをはじめとする18世紀の政治哲学者達は、権力を「司法モデル」にしたがって思考していた。そこでは主権とは、もともと人々が持っていた原初的な権利が譲渡されたものとして表象されている。すなわち、権力はモノとして捉えられ、契約され譲渡されえるものと考えられた。そして、そこから、権力は、禁止ないし抑圧するものと捉えられたのである。たとえばフーコーはつぎのように指摘している。

西洋はけっして法律システムすなわち法体系以外の表象・言述・分析体系を持ったことがありません。そして思うにこれが結局のところ、最近まで私たちが法、規則、主権者、権力譲渡、等々の初歩的・基本的な諸概念を利用する以外に権力を分析する可

能性をもちえなかった理由ではないでしょうか。もしわたしたちがもはや権力の表象の分析ではなく、権力の言述的な作動様式の分析に取り組みたいのであれば、権力のこうした法律的な捉え方——法と主権者、規則と禁止から出発して権力を考えるこの捉え方は、今や捨て去らねばなりません。(Foucault 1981 b, 405)

フーコーはここで、現実の権力関係を、権力を「所有」する権力者の意志によって発動されたものとイメージする傾向を批判している。権力にその源である中枢ないし主体を見つけ出そうとするかわりに、権力を関係として、つねにすでにネットワーク状に機能するものとして捉えること——フーコーによって切り開かれた視点から後戻りすることはできない。

また、引用でもフーコーが触れているように、西洋思想史は、権力を否定的なイメージでもって表象してきた。すなわち、権力は、禁止するもの、抑圧するもの、そして究極には死を与えるものとして考えられてきた。したがって、レーニンが、ある階級が他の階級を抑圧する機関と国家を定義したのは、思想史における必然的な流れかもしれない。もちろん、権力は、抑圧的であり、死を与える。権力のこの位相を忘却することは許されない。しかしながら、権力は、禁止・抑圧的であるのみならず、生産的でもあるのだ。権力は、育て、生かしておくような位相をも持つ。

ところで、フーコーは上に挙げた西洋政治思想史の傾向からマルクスその人を除外していることは注目に値する。フーコーによれば、マルクスは決して国家中心的・還元的な国家観をもっていたわけではなかった。

フーコーは、『資本論』が、唯一で中心的な権力を語ってはいないこと、権力の複数性・権

力の局地的性格について語っていると指摘している。フーコーによれば「マルクスはたとえば、工場において雇用主が行使する事実上の権力が、社会のそれ以外の場所に存在していた法律的な権力〔主権〕に比べて、特殊的であると同時に相対的に自律性をもっており、いわば不可侵であるという性格を非常に強調している」のであり、マルクスは「これらの小さな権力地域が——所有地、奴隷、工場、また軍隊として——初めからもともと存在すると考え、そこから発して国家の大きな装置がいかにして少しずつ形成されえたのかを示した」とされる(Foucault 1981 b, 186)。『資本論』は、国家権力に還元されえないようなミクロな権力分析として読むことができる、フーコーは主張している。

このようなフーコーの問いをわれわれはマルクス主義理論のコンテキストのなかに置き直してみたい。そのため、マルクスによって発明され、アントニオ・ネグリによって再創造された、資本による実質的包摂と形式的包摂との区別を導入しよう(Negri 1998, 206-239)。資本による形式的包摂とは、資本が実質的に支配しえない他の諸生産または社会的諸関係を、価格関係に置き換えることによって——すなわち商品化の作用をつうじて——、資本主義システムのなかに組み入れることを指す。

ひるがえって、資本による生産過程の実質的包摂とは、生産が資本によって組織し支配され、その指令にしたがって生産が行われる状態をさす。ネグリは、実質的包摂という概念を、完全に政治学的・権力論的なカテゴリーとして読み替えている。それは、資本制生産諸関係を一つの支配—服従関係としても解明することを許す。

実質的包摂の典型例としてテラー主義が挙げられる。テラー主義は、生産の現場において、生産に関わる重要事項の決定と計画権限を、労働者から奪うことからはじまった。すべては、

資本の担い手達による指令のもとに進められねばならなかった。さらに生産－分配－消費の全過程を規律し、その過程全体を資本の指令のもとに置こうとするフォーディズムは実質的包摂の極北をなすといつてよい。実質的包摂において資本が行使する権力は、身体と欲望を目標に持ち、それを規律する。

ネグリは、ミシェル・フーコーの創造した政治学的概念をマルクス主義理論に導入し、実質的包摂において資本が行使する権力を生権力 (bio-power) として再・定式化した。その権力は、抑圧的なものというよりは、むしろ「自主的な」順応を諸主体に促すようなそれである。実質的包摂の結果、生産・分配・消費それぞれの過程の担い手達は、資本主義的諸規律ならびに資本主義的欲望を自明なものとして受け入れ、それらを「日常的に」生きるようになる。この結果として、資本制生産諸関係の再生産が可能になる。

このように捉えなおしたとき、フーコーによる次のような記述を、資本による実質的包摂論として読み込むことも可能である。

18世紀末期に出現する工場では、個人への分化を旨とする基盤割り (quadrillage) の原則が複雑になる。個々人を、彼らをひとりひとりにして評定可能な空間のなかに配分することが重要であると同時に、さらにこの配分を、固有な要請を有する生産装置に連結することも重要である。個々の身体の配置、生産装置の空間的整備、持ち場の配分にもなう各種の活動形式、これらを結びつけなければならない。(中略) 身体と、それによって操作される客体とがふれあうすべての面に権力がすべりこんで来て、両者を相互につなぎあわせる。権力は、身体－兵器、身体－道具、身体－機械という一

種の複合体をつくりあげるわけである。

(中略) 権力が課してくる規制は、同時に、運用を組み立てる規則でもある。こうして規律を旨とする権力のあの性格が現れてくるのである。すなわちこの権力には、徴収よりも総合化の機能が、生産物の強奪よりも生産装置への強制的関係の機能がそなわるのである。(傍点－桑野 Foucault 1975, 146－155)

フーコーがここで記述する権力は、禁止したり抑圧したりするものではない。機械とテクノロジーに節合されるべく、身体にリズム、速度、動きを与える権力であり、結果として生産力の増大を促すのだ。

こうして、フーコーの権力論・政治学がマルクス主義理論と出会うとき、それはマルクス主義理論に影響を与えるだけでなく、マルクス主義理論に存在していた一つの系統を反照的に浮かびあがらせるだろう。その系統には、資本制生産諸関係を、経済的関係のみならず、一つの権力関係、いや一つの歴史的支配－服従様式として捉えようとした理論家達が含まれる。彼らの理論的特徴として、資本主義における特殊な「分業」関係、すなわち精神労働と肉体労働の分業について着目したことが挙げられよう。彼らは、「実質的包摂」という概念を用いていないにしても、資本主義に特有な権力関係を解明しようとしているのであり、フーコー理論との共振を示している。次にこの理論的系譜を辿ることにしよう。

## 2 資本制生産諸関係に固有な権力について

### a 精神労働と肉体労働の「分業」

一部のマルクス主義理論家達は、精神労働と

肉体労働の分業という概念によって資本制生産過程に特有な権力関係を捉えようとしていた——そして彼らはそれがミクロな形態を帯びることも理解してもいた。知と権力との資本主義的結合形態、さらに資本主義に固有な「分業」形態を分析し、資本制生産諸関係に特有な権力を思考しようとした理論家として、アルフレート・ゾーン＝レーテル、ニコス・プーランツァスが挙げられる。

彼らは法と抑圧そして収奪からではなく、知と分業から資本主義的な権力形態に迫ろうとした。資本生産諸関係の特殊性は、直接労働者から生産過程の全体を実質的に掌握する権能を奪うところにある。資本制生産諸関係においては、もはや直接労働者は部分的な知と情報しか与えられない。結果として、生産過程の担い手達は精神労働と肉体労働の担い手へと振り分けられる。精神労働と肉体労働の「分業」を、頭脳労働に従事する者、そして力仕事に従事する者への分岐として捉えるべきではない。そこに実際にあるのは、「職階制」という意匠のもとでの、命令する者と命令される者との固定化なのである。

アルフレート・ゾーン＝レーテルは、フランクフルト学派の近傍に位置した研究者である。フランクフルト学派は、アドルトとホルクハイマーによる『啓蒙の弁証法』に伺い見ることができるよう、精神労働と肉体労働の分業を、一つの支配—服従関係と見なす構えを共有している。ところが、アドルト・ホルクハイマーは、精神労働と肉体労働の分業をオデュッセウスの神話に遡り、西欧的な支配の系譜を作り上げているため、この支配—服従様式の歴史特殊性が見えにくくなってしまっている。

それにたいし、ゾーン＝レーテルは、精神労働と肉体労働の「分業」という支配—服従様式の十全な成立は、テーラー主義が浸透、確立し

た後であることを強調している。

労働過程の諸形態は、テーラーによって創設され、そしてほとんどいたるところに流布した、「科学的管理」のもとで、労働者から奪い取られ、特殊な職能的な経営官僚階級によって篡奪されてきた。ここでは、それらは、労働者階級による支配ではなく、労働者階級にたいする支配に、役立っている。このことは、現代の労働過程が出て来たところの、資本主義的生産様式の論理に合致している。西洋の先進資本主義諸国では、篡奪者官僚階級は、資本主義的な利潤関心に仕えている。(Sohn-Rethel 1970, 237—238)

ゾーン＝レーテルは、後期資本主義社会における生産過程を分析し、それを労働者から生産過程を掌握する有効な支配権が奪われ、労働者の代わりに生産過程を計画・管理・指導する者達が現れる場として記述した。そこで実質的な支配を行使するのは、資本家でも株主でもなく、生産過程を管理する者たちである。それをゾーン＝レーテルは、「篡奪者官僚階級」と呼んだ。そして、ゾーン＝レーテルは、「篡奪者官僚階級」の支配する社会として現代資本制社会を捉えたのだった (Sohn-Rethel 1970, 237—243)。そして、社会主義国家においても、「資本主義的私的所有の廃止が、生産組織にたいする指令を篡奪者官僚階級に移すにすぎない」(Sohn-Rethel 1970, 238) という懸念を表明していた。ゾーン＝レーテルの理論は、テーラー主義の普及、そして、一九三〇年代以降、顕著になった先進諸国による計画経済の採用を背景としている。計画経済は、なにも共産主義国家の専売特許ではなかった。たとえば、フリードリッヒ・ハイエクは、自由主義陣営、共産主義陣営を問

わず、「理性」を担う知識人達（この場合の知識人とは官僚も含む）による社会の設計主義が蔓延していることを告発したのだった。また、国家独占資本主義段階を主張するマルクス経済学は、世界大恐慌を境として、国家主導の経済運営が進められたことを論証した。二〇世紀前半とは、資本の生産過程においても、また国家運営においても、テクノクラシーが支配的になってゆく時代であった。それは、ファシズム国家、自由主義国家、共産主義国家などの対立を超えた広がりをもった。それは、資本家や権者にかわって、テクノクラート達の実権を掌握する時代の到来であった。

## b 資本主義国家の権力の基礎としての精神労働

ゾーン＝レーテルは、精神労働と肉体労働の分業に着目し、資本主義的権力の特殊性を解明する先鞭をつけたといつてよい。そして、ゾーン＝レーテルによる問いを受け継ぎ、さらに、フーコー権力論をマルクス主義理論に導入することによって、ニコス・プーランツァスは、ユニークなマルクス主義権力論を展開するにいたった。ニコス・プーランツァスは、アルチュセール学派の一人に数えられる理論家であり、アルチュセールの強い影響下で、構造主義的国家理論を構築したことで知られている。しかし、その後、フーコー権力論をマルクス主義に導入しようと試み、国家を関係ないし場として捉えようという立場に移行した。そのプーランツァスのプロブレマティックは、先に引用した「小さな権力地域——所有地、奴隷、工場、また軍隊」からどのようにして国家が構成されるかというフーコーの問いを受け継ぐものでもあった。しかし、この問いはマルクス主義理論がすでに共有していた問いでもあった。『資本論』第三卷、地代の章において、マルクスは、国家形態

の「最奥の秘密」を生産諸関係に見出していた。つまり、マルクス主義理論は、資本主義国家と資本制生産諸関係とが抜きがたい関係にあることを認識してきたのである。

プーランツァスの『国家、権力、社会主義』（1978）は、資本制生産過程において作動しているミクロな権力関係から出発して資本主義国家の概念を導きだそうとする試みであった。プーランツァスは、資本制諸関係への政治的なものの内在、ひいては国家的なものの内在を指摘している。

生産諸関係の内部での政治的諸関係の存在は、まさにこの〔生産力にたいする生産諸関係の〕第一義性に起因する。生産諸関係およびそれらを構成する関係性は、階級的諸権力という形をとって表現される。これらの権力は、それらを是認し、正当化する政治的およびイデオロギー的諸関係に有機的に接続している。これらの諸関係は、既存の生産諸関係に単に付け加えられるものではなく、また、原理的に外在的な関係性の中での、あるいは帰納的にクロノロジカルなリズムの中での跳ね返り作用を通じて単に既存の生産諸関係に働きかけるのではない。それらの政治的・イデオロギー的諸関係じたい、個々の生産様式に種別的な形態をまといつつ、生産諸関係の構成のうちに存在しているのである。（中略）政治＝イデオロギー的諸関係が生産諸関係の構成のうちにすでに存在しているからこそ、それらは生産諸関係の再生産の面で本質的な役割を演じるのであり、また、それだからこそ、それらは生産・搾取過程が同時に政治的かつイデオロギーな支配と従属の諸関係の再生産過程なのである。（Poulantzas 1978, 21）

プーランツァスによれば、資本制生産諸関係における政治の存在とは、精神労働と肉体労働との「分業」という形をとる。そして、精神労働は、生産関係において国家的なものを代表する。そして、精神労働の担い手達は、生産を組織し、計画する。したがって、「職階」のもと、彼らの指令に従って、直接労働者は生産に従事する他はない。なるほど、そこには暴力や抑圧によって支えられた支配—服従関係が存在するのは稀である。しかし、労働者にたいしては、自己保存を質にとった順応——それは「社会性」という名で呼ばれたりもする——が迫られる。順応できなければ、彼らは社会不適合者として路頭に迷うリスクを背負わなければならない。この順応には、膨大な身体の規律が必要である。もちろん、その規律は、一企業における「社員研修」で足りるはずがない。学校、家族、労働組合などがそれを分担するのである。そこで、ルイ・アルチュセールは、資本主義的規律および欲望を身体に刻み込む装置として、国家のイデオロギー装置という概念を創造したのである（Althusser 1969, 280—285）。

プーランツァスは、資本制生産過程において、それを実質的に支配し、組織・管理を担っている精神労働の要素こそが、資本主義国家の基礎となっていると主張した。それはどういうことか。資本主義企業もまた、国家装置と同じような官僚機構を有しているというだけではない。資本主義国家は、社会的分業関係における精神労働の絶対的な担い手だからである。もはや、国家の正統性は、暴力に訴えては長くは保証されない。国家と国民との統治関係は、「分業」のようなものでなければならない。国家は、社会を設計する。国家は社会的諸生産の流れを規定し、国民に経済成長を保証しなければならない。国家は、治安を維持し、住民に平安な生活

を保障しなければならない。このような社会の設計・管理との引き換えに、国家は権力を行使する。すなわち、国家の権力行使は、精神労働の担い手としてのそれとして現れる必要があるのである。プーランツァスは、このように資本主義国家の基礎を、資本制生産諸関係のなかに見出した。

このように、ゾーン＝レーテルそしてプーランツァスは、資本制生産諸関係において、「分業」という意匠をともなって現れる支配—服従関係を分析したのだった。かれらのプロブレマティックは、ネグリによって政治学カテゴリーに変換された実質的包摂という概念を導入し、資本制生産諸関係のうちで作動する権力理論として理解したとき、ヨリ明確なものとなる。じっさい、マルクス主義理論は、マルクス経済学、そしてマルクス主義国家理論については非常に厚みをもっているが、しかし、資本制生産諸関係を、政治学的・権力論的对象として捉える理論は少ない。しかし、フーコー理論とマルクス主義理論との出会いは、マルクス主義理論に潜んでいた理論的水脈を顕在化させ、その理論的モメントを活性化したのではないか。

### 3 フーコー権力論とマルクス主義国家理論との差異

フーコーとプーランツァスは、『資本論』においてマルクスが立てた問いに同時並行的に回答し、それぞれユニークな権力論を展開したのだった。しかしながら、ここで両者の差異を検討しないわけにはいかないだろう。フーコーの権力論は、すくなくとも「国家論」としては展開されていない。フーコー権力論の機軸の一つは、国家権力を過大視する傾向への批判であった。権力関係は国家に縮減されるものではないし、ゆえに抵抗もまた国家との対峙に集約され

るものではない、というのがフーコーの基本的立場であった。闘争や敵対は、国家という舞台だけで展開されるわけではないのだ。プーランツァスは、マルクス主義国家論とフーコー権力論の節合を探った。しかしそれはマルクス主義の「狭い」権力観に、フーコー権力論を再回収してしまうことではないか。このような疑念が生じるのも当然である。

この点、プーランツァスは、次のような認識を立てている。それは、フーコー権力論のプロブレマティックを踏襲したものと言えよう。

権力は、国家を広義に定義した場合でも、国家をはるかにはみ出し、しかもいくつかの意味においてはみ出しているからである。まず第一に、社会的諸階級および階級闘争と関連づけられる諸権力は、国家に還元されえない。(Poulantzas 1978, 32)

しかし、ここで注意しなければならないのはプーランツァスによる国家概念の刷新である。確かにフーコーは従来の権力観を刷新した。しかしその場合、国家概念もまた同じく刷新されなければならないはずである。プーランツァスは権力を実体視せず、関係性ないし場として捉えるフーコーを高く評価しながらも、当のフーコー権力論のプロブレマティックを国家論にも適用すべきと主張している。もちろん、全ての権力関係は国家であるとする考えは端的に間違っている。しかし、国家を、政府や軍へと狭く観念し、国家的なものを過小評価するならば、同じく落とし穴に陥る。プーランツァスは、国家もまた戦略的な場ないし権力関係として捉えた。プーランツァスの考えでは、国家とは、戦略的場であり、交叉する権力ネットワークの過程であった。すなわち、プーランツァスは、国家をも実体とは捉えずに、関係として捉えたわけで

ある。そして、国家的なものは、われわれが意識するよりも、遙かに「広い」かもしれないのだ。たとえば、プーランツァスは、資本制生産諸関係うちに、国家的なもの——資本主義国家の基礎——を見いだしている。それは、国家＝政府という通念だけでなく、国家／市民社会というような従来のマルクス主義的二分法をも疑うものだ。そして、国家は、経済／政治そして公／私の二分法を越えた広がりをもつ可能性がある。

ルイ・アルチュセールもまた、国家は歴史的に見て拡大してきたと指摘している。アルチュセールによれば、国家のイデオロギー諸装置の作動をつうじて、資本主義的欲望および規律を身体に刻み込んだ賃労働者が（再）生産されるのであり、それによって、資本制生産諸関係が再生産されるのである。そして、国家のイデオロギー装置は、国家の領域に入れられなければならない、とアルチュセール自身によって言明されている(Althusser 1978, 499)。ところで、国家のイデオロギー装置は、グラムシのヘゲモニー装置とのアナロジーでもって語られることが多い。しかしながら、ヘゲモニー装置が、市民社会におかれるべきか、それとも国家（政治社会）の領域におかれるべきかについては、グラムシ研究者達の見解が分かれている。ひるがえってアルチュセールは、国家のイデオロギー諸装置——学校、家族、政党、労働組合、教会などなど——のほとんどが、「私的領域」に位置することに注意を促しており、しかも意図的にそれを国家的領域に区分したのである(Althusser 1978, 499-500)。そのうえ、アルチュセールは、国家のイデオロギー諸装置は、歴史的に拡大・増殖してきたと述べている。かつては教会がほとんど唯一の国家のイデオロギー装置であった時代があった。国家のイデオロ

ギー諸装置は、その布置のなかに、学校や政党そして家族までも、漸次、包摂してきたのである。したがって、国家的なものは、拡大増殖してきたと考えられる。フーコーのプロブレマティックを、マルクス主義国家理論に導入し、国家を場として捉えるとき、権力諸関係そして社会的敵対が、国家に還元されえないことを認識する一方、国家的なものと思わぬところまで浸透している可能性もまた考慮する必要があるだろう。

#### 4 フーコー統治性論を帝国主義国家理論として読む

ここまでは、フーコー権力とマルクス主義理論との出会いによって可能となった、資本の権力論・資本の政治学の可能性について論じてきた。つぎに、フーコーの権力論とマルクス主義国家理論との節合可能性について論じることにする。本論は、フーコーの統治性についての研究は、帝国主義国家理論として読み込むことが可能だと考えている。

フーコーによる「統治性」(gouvernementalite) という概念の導入が、権力論の理論的土俵替えを引き起こしたのは確かである。フーコー以前の権力論は絶対君主制国家の諸表象に引きずられ過ぎていた——すなわち、抑圧するもの、暴力を加えるもの、そして究極には死を与えるものという権力イメージに、である。フーコーによる権力理論への貢献の一つは、このような権力イメージの限界を示したことにある。絶対君主制国家において、その権力は「死なせ、そして、生きるままにしておく (faire mourir et laisser vivre) 法＝権利」として現れた。すなわち、「君主は、殺す権利を作用させることによってしか、あるいはそれを抑制することによってしか生への権利を示せないのだ」(Foucault

1976, 172)。君主の権力にとって、生はあくまでネガティブに捉えられるものでしかない。このように君主権は「死を与える権力」であった。たいして、フーコーが主張したのはもはや諸個人が生きているのは「死を与える権力」ではなく、「生きさせる権力」であるということだった。つまり、権力は「生きさせ、そして、死ぬままにしておく (faire vivre et laisser mourir) 法＝権利」として作用する。「死を与える権力」のイメージに囚われがちなわれわれは、ともすると死に抗うことこそが権力への抵抗であると考えてしまう。だが、権力とは「生命を管理し、増大させ、増殖させ、それにたいして的確な統制と総体的な調整を企てる」(Foucault 1976, 173)のものであるとしたら、どうだろうか。われわれは権力によって「生きさせられ」ているかもしれないのである。

この主権とは異なる権力形態(＝統治性)が発達してゆくのが、近代世界資本主義システムの確立と軌を一にしているのは決して偶然ではない。「死を与える権力」から「生かしておく権力」への権力形態のパラダイムチェンジは、生産様式の移行に照応する支配－服従様式の移行を意味した。すなわち、それは、絶対主義国家から資本主義国家への移行を意味した。そして絶対主義国家と資本主義国家の差異を一言でいえば、「統治性」(gouvernementalite)の有無ということになる。統治性とは、フーコー権力論を理解するための鍵概念の一つであり、概念的な厳密性をもつ。ところで、資本主義国家に固有な権力形態である統治性を理解するためには、絶対主義国家の君主権との比較検討が必要である。たとえば、フーコーにしたがうならば、絶対主義が「統治」していたと言うことはできない。フーコーによれば、絶対君主は、「君臨すれども統治していなかった」ことになる。これはどういうことか。

フーコーは、絶対君主の権力について、その「恐怖と超越性」のイメージ——フーコーはマキャベリの君主を超越的単一性において捉えていた——とは裏腹に、その射程が長いものではないことを強調している。基本的にはその権力は、領土とそこからあがる生産物にしか作用しない。「主権は、事物にたいして行使されるのではなく、まず領土に、そしてその結果として、そこに住まう領民にたいして行使される」(Foucault 1978, 256)。君主の関心は、領土の保全にあり、そして、生産物を収奪しうる正当性を確保すること、すなわち自らの正統性を基礎づけることにあった。ゆえに、君主の正統性の問題が当時の政治哲学の焦眉の問題になったのである。さらに、絶対主義国家は、法にたいする特別な関心をもっていた。フーコーは次のように言っている。

西欧社会では、中世から続いていることですが、司法思想の形成は本質的に君主権の周辺でおこなわれたという事実なのです。君主権の要請で、また君主権の利益のために、君主権の道具としてあるいは君主権の正当化に役立つために、西欧社会の法体系は作り上げられたのです。西欧における司法は君主の注文にもとづく司法です。(中略) 君主という人物の周辺で、君主権の要請で、君主権の利益のために法体系は形成された。それにつづく数世紀の間に、この法体系が君主の管理を逃れさり、それが君主権に反旗を翻した時、問題とされるのは、相変わらずこの君主の権力の限界、その諸特権の問題です。言い換えれば、西歐法体系における中心人物は君主であると思えます。問題となっているのは君主であり、君主の諸権利であり、君主権、そして君主権のありうべき限界なのです。(Foucault

1997, 241)

フーコーの理論的枠組みを承けつつ、つけ加えるならば次のことが言えるだろう。絶対主義国家においては、君主の法は単なる社会的なルールにとどまらず、宇宙的・自然的秩序をも表現するものでなければならなかった——君主による支配と収奪を「自然」なものにしなればならなかったからである。この秩序は、法体系と君主の身体に特権的に具現されるものとされた。マクベスがダンカン王を殺害した夜に起こった天変地異を思い出そう。君主の身体の破滅は、宇宙的な秩序の破滅として受け取られる必要があったのだ。絶対主義国家においては、官僚機構と軍隊は、法体系と君主の身体の背後に身を潜めていた。絶対主義国家は、自らを法として宣言し自ら法を執行することによって、いかにいえば、法による法それ自体への参照というトートロジカルな形式を装うことによって、その支配と収奪とを正当化していた。

よって絶対主義国家は、それ自身が合法なものとならぬものと法外なものとの境界線として機能するのであり、ゆえに、法外なものに死を与えたのである。そこでの違法行為とは、君主の身体に表象される主権の正統性と法秩序を転覆するものに他ならず、それにたいして君主は、残虐で身体刑をもってその身体＝主権を回復する儀式を執りおこなうのだった。この権力にとって、臣民の身体とは権力の痕跡を刻みつけるものでしかありえなかった。ところが、絶対主義国家は、その支配—服従関係を維持する物質的な諸条件を越えない限りにおいて、臣民たちが何をしようとなし何を考えていようと「余のあずかり知らぬところ」でもあったのだ。支配—服従関係の転覆可能性を悟ったときのみ、君主は、法の執行者にして秩序の回復者として現れる。絶対主義国家は、超越的かつ唯一のものという表象を帯びて

いたかもしれないが、しかし、社会にその権力の網の目を張り巡らせるような性格のものではなかった。コストがかかる割には、君主の権力がその網の目の密度において隙間だらけのものであったことをフーコーは強調している。

ところが、18世紀頃、新たに国勢 (state of nation) という概念が発見される。ここでの国勢とは、軍事力・経済力をもふくめた国力の状態を指す。この発見は、帝国主義国家間のヘゲモニー闘争の時期と重なっている。この歴史的時期をフーコーは、「諸国家が、自らの生き残りをはかるためにお互いに闘わなければならないような限定のない時間」(Foucault 1978 b, 720) と表現した。帝国主義的競争において、国勢の増強が主権の正統性以上に権力の中心的課題となったのだ。

ある主権のその領土に対する正統性以上に、そこで重要なものとして現れてくるのは、国家の諸力についての認識とその発展なのである。すなわち、王朝間の敵対関係の衝突の空間とはまったく異なる、この国家間の競争という（同時に、西欧的でもあり、世界的でもある）空間においては、主要な問題とは、その空間に介入することを可能にするような理性的な諸力と技術とのダイナミズムという問題である。(Foucault 1978 b, 720)

帝国主義的世界分割戦を背景に、国勢という新たな対象を目標とする、新たな知・技術を備えた権力が現れてくる。統治性 (gouvernementalite) の出現である。ここでは、フーコーの「統治性」というユニークな概念を、国勢を管理し増強するための一連の知とテクノロジーの体系、および、その技術と知の布置のなかで国勢を管理する権力様式として理解する。この前

景化された権力とは、フーコーの論文題を借りるならば、「全体的なもの」と個別のもの」という二つの極を位相として持つ。すなわち、この権力は、一方で人口 (population) ないし国勢というマクロな対象をめぐって作動するのであり、他方で、個別な国民の身体の有効性というミクロな対象に働きかける。次にこの二つの極について確認をしておきたい。

人口というマクロな対象が権力の関心とされるということじたい、歴史的なことである。絶対主義国家の一義的な関心は領土の保全にあり、臣民たちの貧富、健康・衛生状態、人口の度合い、諸産業の趨勢などは、二義的なものに過ぎなかった。ところが、「国民国家」体制以後、事態は一変する。軍隊は国民皆兵制をとり、国民の身体の有効性は権力にとって大きな関心事となった。また、国民の身体へ配慮は、必然的に人口の健康・衛生状態の管理、そして出生率、人口増加率などを参照項とする人口の調整へと導くことになる。また、ポリティカル・エコノミーの浸透によって「国富」(wealth of nation) の定義が金銀から国民の労働の総体へと移ったとき、国民の生産性と生産諸条件の改善もまた権力の大きな目標となった。国民の身体は生産力として認知され、教育によってその生産性が最大限開発されるべきものとされたのである。

こうして人口というマクロな対象が「発見」されたとき、支配-服従様式は歴史的移行を迎える。死を与える権力から、国勢の拡大のため国民を育む権力（「生きさせる権力」）へと。フーコーはこの事柄を「統治性の発見」として次のように表現している。

この「統治性」という言葉によって、私は三つのことを言おうとしている。統治性によって、私が理解しているのは、諸制度、

諸手続、諸分析や諸反省、諸計算や諸戦術からなる総体である。それらは、権力の複雑であるが、特殊な形態を行使する。この権力の形態は人口を主要な標的とし、政治経済学を知の重要な形態として持ち、安全性に関わる諸装置を必要不可欠な技術的道具とする。第二に、《統治性》によって、私が理解するのは、西洋全体において、非常に長い間、他の全ての権力に対する《統治》と呼ばれうる類の権力の優位へ向かうことを止めなかった傾向、力の線 (la ligne de force) である。他の権力とは、すなわち、主権、規律である。その傾向は、一方で、統治に関わる一連の固有な機関、全ての発展を引き起こし、他方で、一連の知全ての発展を生じさせた。最後に、統治性によって、過程、もしくは、むしろ、過程の結果を理解する必要があるだろうと私は考える。その手続きによって、中世の司法国家 (l'état de justice) は、15, 16世紀に行政的な国家となり、少しずつ、「統治化された」。(Foucault 1978 a, 655)

フーコーは、統治性を調整するメカニズムとして特徴づけている。この権力は、マスとしての対象 (=人口) に配慮し、調整し、管理する。君主権が領土を対象にするのにたいして、統治は、事物と人間からなる一種の複合体 (=国勢) を対象とする。「統治は、人が可能なかぎり多くの富を生み出し、人々にたいして十分な、あるいはできるかぎり多くの生活の糧を与えることができるようにしなければならない。さらにまた、統治は人口が増加するようにしなければならない」(Foucault 1978 a, 646)。

統治性において動員される知-技術は、国勢管理のそれらである。すなわち、ポリスの経済学 (political economy)、人口統計学、公衆衛生

学、都市計画、保険システム、医学、疫病学などである。これらの知-技術の中心には、統計学があることは記憶されてよい。フーコーは、国勢管理のための知とテクノロジーが、おもにドイツにおいて「国家の学」(ポリツァイ・ヴィッセンシャフト) という形で体系化され、ビスマルク国家によって実際に採用されたと指摘している。しかしながら、国家がそれ自身で体系化した学の他にも、西洋近代の諸学が国勢管理をめぐる展開されたことを忘れるべきでない。ポリティカル・エコノミー (「ポリスの経済学」) のみならず、ヘーゲルの法と国家をめぐる哲学もまた「国勢管理の学」の側面をもっている。国勢管理の学には、内務行政学、ポリスの経済学 (political economy)、人口統計学、公衆衛生学、都市計画、保険システム、医学、疫病学などがある。これらの知とテクノロジーの中核には、しだいに統計学——statistics、文字通り「国家 state の学！」である——がおかれるようになった。統計学の役割は決定的である。統計学は国家のもとに諸学を節合する役割を担っているからだ。近代化の進捗につれて、国家の権威や政策の正統性を支えるのは、伝統でも君主の権威でもなく、国家が公表する「客観的な」統計的データとなる。そして、国家のもとで機能するためには、諸学は、統計学によって「国家の学」へと変換されねばならない。統計化=国家化された諸学は、国家に包摂され、機能し始める。

帝国主義的国家間競争を勝ち抜くことを最終目的とし、国勢増強のための政策・知・テクノロジーを動員した国家形態は、一九三〇年代に始まるいわゆる総力戦体制において究極の形態をとったように思われる。総力戦体制とは、来るべき第二次世界大戦を戦い抜くため、国力のすべてを動員しようとする体制であった。その過程において、政党や労働組合までもが国家の

なかに包摂され、国家目標のために奉仕するようになった。戦時体制というと、国家の抑圧的な位相が強調されはするが、しかし同時に、軍事力と生産力の向上のため、マクロそしてミクロな位相において、統治性が最大限に活性化されたのも事実である。総力戦体制における国家は、敵にたいしては死を与える権力、すなわち主権として現れたが、他方で、全体としての国力、そして個別な国民の身体を、最大限開発し、それを活用する権力としても現れたのである。それは、生かしておく権力でもあった。

このような生かしておく権力のありかたを、フーコーは卓抜な比喩でもって表現している。すなわち、フーコーは、それを牧人＝司祭的な権力と呼んだのである（Foucault 1981 a, 136-148）。牧人＝司祭は、羊たちを、その群れにおいてだけでなく、個別の個体においても配慮・管理しなければならない。すなわち、牧人＝司祭は、個々の羊の内面にいたるまで救いの手を差し伸べねばならず、それでいて群れとしても導かねばならない。しかしながら、留意すべきは、それが一つの支配－服従形態でもあるという点である。フーコーの考えでは、この牧人＝司祭型の権力形態こそ、近代西欧においては支配的な権力形態であった。また、フーコーが、牧人＝司祭制を論じたとき、福祉国家が念頭におかれていた。

マルクス主義理論は、帝国主義段階の解明するさい、おもに経済学的なアプローチをとってきた。ヒルファーディングしかり。そしてレーニンにあっても、帝国主義とは一義的には経済学的カテゴリーであった。しかし、資本の帝国主義的段階に対応する帝国主義国家理論は手薄である。マルクス主義理論は、ファシズム国家論や総力戦体制論を組み込むような形で、それを練り上げてゆく必要がある。その際に、フーコーによる統治性研究は、導きの糸になりうる

と思われる。

おわりに 今後は法律よりも治安が優先される？

統治性という概念によって、もっともよく解明される資本主義国家の射程は、帝国主義国家から総力戦体制国家、そして第二次大戦後の福祉国家であろう。それらの国家は、人口を調整し、国勢を增強し、国民の身体に配慮するという共通点をもっていた。また、フーコーが、牧人＝司祭制という比喩を用いたように、それは全体としての国民（nation）だけでなく、個別の国民の内面にいたるまで、介入し、責任をもつ権力であった。

しかしながら、福祉国家の後退が言われてもはや久しい。フーコーが創造した諸概念は、いまなお権力分析に有効であるように思われるが、牧人＝司祭制という比喩は、現在われわれが生きている国家を表現してくれるものではなさそうである。牧人＝司祭制は、すべての国民が救われなければならないことを旨としていた。しかし、国家は、その責任を放棄したかのようである。いまや、国民のなかにおいてさえも、切り捨てられる階級、切り捨てられる地域があるのは前提となった。それだけではない。社会にたいする脅威・敵として認定され、死を与える権力が行使される者達の存在も顕わになった。そのような者達のなかには「国民」もまた含まれる。いや、彼らは非－国民とみなされている。つまり、価値観・文化を共有しない者、社会の治安を脅かす者は、国籍のいかんにかかわらず、「異教徒」・「異人種」と見なされ、排除されなければならない。フーコーは、『社会を防衛しなければならない』と題された講義のなかで、現代における、死を与える権力の作用と人種差別とのあいだに抜きがたい連関があることを指

摘していた (Foucault 1997, 236)。ナチス・ドイツによるユダヤ人虐殺を例とするように、国家が殺人を犯すとき、そこには何らかの形で人種差別が絡んでくる。しかし、現在の人種差別はより巧妙である。もはや、疑似生物学を利用したような人種差別は後退しつつある。宗教や価値観など文化的な差異を理由にした人種差別が前景化している。社会不適合者、犯罪者、変質者、過激派、異教徒たちは、共有すべき文化・価値観を持っていないゆえに排撃されなければならないのだ。新たな人種差別の出現とともに、国家における、死を与える権力と生かしておく権力との配分が変化しつつあることは確かである。

ところで、福祉国家の後退、そしてネオ・リベラリスト達による「小さな政府」が喧しいなか、国家は縮小に向かっているのだろうか。本論の三章において、国家的なものが拡大してゆく可能性について触れたが、そして、フーコーもまた、国家のとめどもない膨張、そして国家による、のべつ幕なしの介入について語っている。

今日、いったい何が起きているのか。本質的に国家と住民の関係は「治安契約」と呼んでいいようなもののもとにつくられているわけです。かつて国家は「君たちに領土を与えてあげよう」とか「君たちが国境の内側で平和に暮らせるように保証しよう」ということができました。領土契約だったわけで、国境の保証こそ国家の大きな機能でした。今日では国境問題はほとんど生じません。国民が住民にたいして契約として提案することは、「君たちを保証してあげます」ということです。覚束なさ、偶発事、損害、危険になるかもしれない一切のことに対する保証なわけです。病気なのですか、

それでしたら社会保障がありますよ！仕事がないのですか、それでしたら失業手当がありますよ！津波ですか、それでしたら連帯基金を創ってあげましょう！軽犯罪者ですか、だったら、かれを立ち直らせてあげましょう、警察の監視を改善して！というふうだね。そういう治安契約は、「いいですか、これこのことをしたら罰せられますが、それをしなかったら罰せられませんが、国家がかつて言い得たときの合法的システムと同じ型ではありえないということは確かです。治安を保証する国家というのは、特異な、例外的な出来事によって日常生活という布地に穴があくようなすべての場合に介入せざるをえない国家のことで。とたんに、法律はもう適用されなくなります。とたんに、そうした種類の介入がまさに必要になってきます。しかも、そうした介入がもっている例外的な、超一合法的な性格は決して専制の印のようにも権力の乱用のようにも見えてはならず、逆に、心遣いの印のように見えなくてはならないわけですね。「われわれが君たちを庇護しようといかに用意ができているかをご覧ください。なにか異常なことが起きたらすぐに、法律とか判例といった例の古めかしい習慣のことなどももちろん考慮することなく、われわれは必要な手段を使って介入します」というわけです。そういう心遣いがあるまねく現前しているという側面こそ、国家が自らの姿をさらすときの様相なのです。今展開しているのは、そうした権力の様態です。(Foucault 1977 b, 385)

フーコーは、「今後は法律よりも治安が優先される」というテーゼをたてて、資本主義国家の行く末を暗示していた (Foucault 1977 a, 366

—368)。その指摘は、現在の状況にも驚くほど合致するようにも見える。いまや、法に基づいた統治の原則を国家はないがしろにしている。それを正当化するのが、フーコーが述べているように「治安」(sécurité)である。「治安」を、フーコーは広い意味で捉えている。それは経済成長や失業率の管理までが含まれる。国家は、住民が安心して暮らせるために、その日常生活のすみずみにまで、法などに配慮することなく介入するようになっている。その介入形態は、フーコーが述べているように、抑圧ではなく、むしろ住民が望む「心遣い」なのだ。たとえば、最近では事件がおこると、警察の民事不介入が非難されるまでになっている。国家の膨張は、共同体や家族の解体に対応している。国家・警察の介入が要請されるのは、共同体や家族が機能不全に陥っているせいでもある。国家的なもの、住民の要請に応えるかたちで、今なお拡大し続けていると言えよう。

「気遣い」的な国家による介入の増大は、住民の治安を脅かす者達への寛容なき排撃と表裏一体のものである。国家による「気遣い」的な介入と治安維持のための排撃は、今後ますます、法を逸脱する形で行われるであろう。フーコー権力論の焦点は、福祉国家における権力形態の分析に結ばれていたかもしれないが、その基本的な諸概念と視座は、現在われわれが生きる国家関係の分析にも有効である。修正を施しつつも、フーコー的な権力分析は続けられなければならない。

#### 〈引用参考文献〉

- Althusser, Louis. (1969) "Ideologie et appareils ideologiques d'Etat." *Sur la Reproduction*. Paris: PUF, 1995.
- . (1978) "Marx dans ses limites", *Ecrits philosophiques et politique I*. Paris: Stock, 1994.
- Foucault, Michel. (1975) *Surveiller et punir: nais-*

*sance de la prison*. Paris: Gallimard.

- . (1976) *La volonte de savoir*. Paris: Gallimard.
- . (1994) *Dits et Ecrits 1954-1988 I-IV*. Paris: Gallimard.
- . (1977a) Michel Foucault: "Désormais la securité est au dessus des lois."
- . (1977b) Michel Foucault: la securité et l'État.
- . (1978a) La "gouvernementalià." (la "gouvernementalité.")
- . (1978b) "Sécurité, territoire et pophlation."
- . (1981a) *Omnes et singlatim: vers une critique de la raison politique*.
- . (1981b) *Les mailles du pouvoir*.
- . (1997) *Il faut défendre la société Cours au Collège de France 1975-1976*. Paris: Gallimard et seul.
- Negri, Antonio. (1998) *Marx outre Marx*. Rome: Manifestolibri. (アントニオ・ネグリ『マルクスを超えるマルクス——『経済学批判要綱』研究』清水・小倉・大町・香内訳 作品社二〇〇三年。(引用の頁づけは邦訳による))
- Poulantzas, Nicos. (1978) *L'Etat, le pouvoir, le socialisme*. Paris: PUF.
- Sohn-Rethel, Alfred. (1970) *Geistige und Körperliche Arbeit*. Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. アルフレート・ゾーン＝レーテル『精神労働と肉体労働』寺田・水田訳 合同出版一九七五年(引用の頁づけは邦訳による)